2　会社は、法第七条第一項後段の規定により銀行窓口業務契約又は保険窓口業務契約の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に変更後の銀行窓口業務契約又は保険窓口業務契約に係る契約書の案その他総務大臣が当該認可に係る審査をするため必要と認める事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

［一・二　略］

三　銀行窓口業務契約又は保険窓口業務契約の内容を変更するための契約を締結しようとする日

［四　略］

3　法第七条第一項の総務省令で定める軽微な変更は、法第二条第二項第三号又は同条第三項第三号に掲げる事項の変更とする。

4　法第七条第二項の規定による届出をしようとするときは、銀行窓口業務契約又は保険窓口業務契約の内容を変更するための契約を締結する日の前日までに、次に掲げる事項を記載した届出書に変更後の銀行窓口業務契約又は保険窓口業務契約に係る契約書の案その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

一　変更の内容

二　変更の理由

三　銀行窓口業務契約又は保険窓口業務契約の内容を変更するための契約を締結する日

四　変更に係る銀行窓口業務又は保険窓口業務の開始の時期

（情報の公表）

第十八条　［略］

［2　略］

3　法第十八条第二項の規定による公表は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項について行うものとする。

一　法第十八条第二項第一号に掲げる場合　次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める事項

［イ・ロ　略］

ハ　法第七条第二項の規定による届出をしたとき　当該届出をした銀行窓口業務契約又は保険窓口業務契約の変更の内容

二　法第十八条第二項第二号に掲げる場合　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める事項

イ　法第七条第一項の規定による認可を受けたとき　当該認可を受けた銀行窓口業務契約又は保険窓口業務契約の内容

ロ　法第十条の規定による認可を受けたとき　当該認可を受けた事業計画の内容

［三　略］

［4　略］

5　第三項の公表は、同項第一号に掲げる場合にあっては、法第四条第四項、法第六条第二項又は法第七条第二項の規定による届出をした後速やかに、第三項第二号に掲げる場合にあっては、法第七条第一項又は法第十条の規定による認可を受けた後速やかに、それぞれ、官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとし、第三項第三号に掲げる場合にあっては、法第十四条の規定による提出をした後速やかに、公表事項を記載した書類を会社の主たる営業所及び事務所に備え、又は当該事項を会社の主たる営業所及び事務所に備え置く電子計算機その他の機器の映像面に必要に応じ直ちに表示させて一般の閲覧に供する方法により行うほか、官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

2　会社は、法第七条後段の規定による届出をしようとするときは、銀行窓口業務契約又は保険窓口業務契約の内容を変更するための契約を締結する日の一月前までに（法第二条第二項第三号又は同条第三項第三号に掲げる事項を変更する場合にあっては、これらの事項を変更するための契約を締結する日の前日までに）、次に掲げる事項を記載した届出書に変更後の銀行窓口業務契約又は保険窓口業務契約に係る契約書の案その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

［一・二　同上］

三　銀行窓口業務契約又は保険窓口業務契約の内容を変更するための契約を締結する日

［四　同上］

［新設］

［新設］

（情報の公表）

第十八条　［同上］

［2　同上］

3　［同上］

一　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　法第七条の規定による届出をしたとき　当該届出をした銀行窓口業務契約又は保険窓口業務契約の内容

二　法第十八条第二項第二号に掲げる場合　法第十条の規定による認可を受けた事業計画の内容

［三　同上］

［4　同上］

5　第三項の公表は、同項第一号に掲げる場合にあっては、法第四条第四項、法第六条第二項又は法第七条の規定による届出をした後速やかに、第三項第二号に掲げる場合にあっては、法第十条の規定による認可を受けた後速やかに、それぞれ、官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとし、同項第三号に掲げる場合にあっては、法第十四条の規定による提出をした後速やかに、公表事項を記載した書類を会社の主たる営業所及び事務所に備え、又は当該事項を会社の主たる営業所及び事務所に備え置く電子計算機その他の機器の映像面に必要に応じ直ちに表示させて一般の閲覧に供する方法により行うほか、官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。